

個人情報保護の取り組みについて

- I. プライバシーポリシー
- II. 個人情報の利用目的について
- III. 個人情報の第三者提供について
- IV. 個人情報の開示・訂正・利用停止について

I. プライバシーポリシー

国民健康保険中央会(以下「本会」という。)では、個人情報保護の重要性を鑑み、本会において取得する個人情報を保護するために、以下の事項を基本方針として取り組みます。

1. 取組方針

本会は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令並びに本方針及び本会諸規程を遵守し、個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

2. 適正な取得

本会は、個人情報を業務上必要な範囲に限り、適法かつ適正な手段によって取得いたします。

3. 利用目的

本会は、保有している個人情報について、利用目的を特定するとともに、通知又は公表した利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

4. 第三者提供の制限

本会は、法令に定める場合を除き、個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。

5. 安全管理措置

本会は、個人情報の正確性を保ち、個人情報の漏えいなどを防止するための適切な安全管理措置を講じます。また、従業者や委託先の適切な監督をいたします。

6. 継続的改善

本会は、個人情報保護のための管理体制及び取組みを継続的に見直し、改善に努めてまいります。

7. 開示等のご請求の対応

本会の保有個人データの内容の開示、利用停止等のご請求につきましては、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

8. ご意見、ご質問等の対応

個人情報の取扱いに関するご意見、ご質問につきましては、「個人情報お問合せ窓口」を設け、適切に対応いたします。

II. 個人情報利用の目的について

本会では、国民健康保険事業、高齢者医療事業、健康保険事業、介護保険事業及び障害者総合支援事業の普及、健全な運営及び発展を図り、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、様々な事業を行っています。

本会が保有する個人情報については、本会事業の範囲内において利用させていただいておりますが、個人情報保護法及び厚生労働省が策定したガイダンスの趣旨に基づいて、本会の保有個人情報の利用目的を以下のように公表いたします。

1. 高額な国民健康保険及び後期高齢者医療診療報酬明細書(レセプト)の審査
○高額な診療報酬明細書(レセプト)の情報を、国民健康保険法第45条第6項及び第7項、及び高齢者の医療の確保に関する法律第70条第5項及び第6項に基づく審査に利用します。
2. 特別高額医療費共同事業
○国民健康保険及び後期高齢者医療の診療報酬明細書(レセプト)の情報を、著しく高額な医療費に係る特別高額医療費共同事業における拠出金の請求及び交付金の交付に利用します。
3. 介護保険全国事業所台帳
○全国の介護保険事業所情報を、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)において介護事業所から提出される給付費明細書・給付管理票情報を審査する上で利用します。
4. 介護保険給付費明細書の全国決済業務
○受給者が他県(都道府)介護事業所で提供を受けたサービスにかかる給付費明細書・給付管理票情報を、事業所所在国保連合会から受領し、保険者所在国保連合会へ送付するとともに、給付費等の相殺金額の計算に利用します。
5. 審査情報提供システム事業所別審査状況データ
○介護事業所からの審査支払状況の照会に対応するため、介護給付費請求書の審査状況を、請求した介護事業所に提供する事業に利用します。
6. 介護給付費単位数表標準マスタの保守に関する業務
○顧客(契約者)データは、契約者への最新情報の提供や各種手続きの案内時に利用します。
7. 国保中央会介護伝送ソフトの保守に関する業務
○顧客データは、ヘルプデスク利用時のユーザー確認と最新情報の提供等の案内時に

利用します。

8. ケアプランデータ連携システムヘルプデスク運営に関する業務

○介護事業所等からケアプランデータ連携システムについての各種問い合わせに対応するため、コールセンター及びサポートサイトで利用します。

9. 介護苦情・相談業務における利用者等からの事業者にかかる通報情報

○介護サービス利用者から寄せられた全国展開をする介護事業所への苦情等の情報を、国保連合会を通じて集配信し、都道府県の事業所へ対する指導監督業務を支援する事業に利用します。

10. 退職被保険者等の適用推進のための年金受給権者情報

○退職被保険者の退職者医療制度への適用の推進を図るため、被用者年金情報を保険者ごとに分割し、都道府県国保連合会を通じて保険者に送付するために使用します。

11. 厚生労働省通知等に基づく各種調査報告業務

○保険医療機関名及びコード等の保険医療機関情報等を厚生労働省通知等に基づき同省担当部（課）へ報告しています。

- ・レセプト電算処理システムにより処理された調剤抽出データ
レセプト電算処理システムにより処理された調剤報酬明細書の調剤薬局名称及びコード等
- ・医療機関マスタ
全医療機関名称及びコード等

12. 本会の機関紙・誌(国保新聞、月刊国民健康保険)及び出版物(以下「出版物等」という。)の作成、配布及び販売に関する業務

○出版物等の購入若しくは配布希望者の情報は、出版物等の配布及び販売業務に利用します。

13. 国民健康保険中央会表彰及び厚生労働大臣表彰に関する業務

○被表彰候補者の情報は、被表彰者の選定、候補者データの作成及び被表彰者名簿の作成に利用します。

14. 各種研修事業

○本会が実施する各種研修会の参加者及び講師情報は、参加者名簿及び講師一覧の作成等、研修会運営業務に利用します。

Ⅲ. 個人情報の第三者提供について

個人情報について、本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。ただし、法令に基づく以下の場合、本人の同意を得ずに第三者提供を行うことがあります。

○第三者提供の例外

1. 法令に基づく場合

国民健康保険法第106条に基づく報告の徴収等、法令に基づいて個人情報を利用する場合

2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

Ⅳ. 個人情報の開示・訂正・利用停止について

本会の保有個人データの開示・訂正・利用停止(以下「開示等」という。)については、本会企画部企画調査課までお問い合わせ下さい。

ただし、法令に基づき以下に掲げる事項に該当する場合は、開示に応じることはできませんので、ご了承下さい。

なお、高額な国民健康保険及び後期高齢者医療の診療報酬明細書(レセプト)の審査事業及び特別高額医療費共同事業の実施に必要な診療報酬明細書(レセプト)については、国民健康保険保険者・後期高齢者医療広域連合の保有個人データであり本会では開示等の取扱いを受け付けることはできませんので、直接、ご加入の国民健康保険保険者又は後期高齢者医療広域連合にお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

【開示の例外】

- ① 人又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 会業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 他の法令に違反することとなる場合